平成２５年（フ）第６３５号
広島県安芸郡海田町砂走16番２号
破産者　松村　幸治
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８０号
広島市西区上天満町３番19―401号
破産者　加谷　真紹
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８８号
広島市西区福島町２丁目８番２―205号
破産者　廣田　芳子
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６４号
広島県福山市駅家町大字法成寺14番地１
ヴェネットケイＣ102
破産者　高橋　秀樹
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１９８号
広島県福山市日吉台２丁目９番７―304号
破産者　たかはし教材社こと　高橋　良和
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４３号
熊本県人吉市赤池原町471番地３
破産者　北村　浩子
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第１８５号
沖縄県沖縄市宮里３丁目39番１号
破産者　仲眞　良秀
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１９３号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納288番地１
破産者　安森　盛雄
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１９４号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納288番地１
破産者　安森　朝子
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３６６号
仙台市若林区荒井字押口130番地　８－２Ｂ１Ｌ―ルネスグリスィーヌ401
破産者　河合　政広
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４４９号
仙台市泉区将監９丁目１番11―104号
破産者　成田　文明
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２１９５号
横浜市瀬谷区北新28番地46　高橋方
破産者　三家　重夫
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１９７号
横浜市鶴見区生麦１丁目10番12―501号
破産者　松木　時彦
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９号
石川県珠洲市上戸町南方エ字72番地３
破産者　説田　善二
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第１０４７号
広島市西区鈴が峰町40番30―302号
破産者　梅田　　彩
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０号
山口県萩市大字平安古町600番地３、前住所大阪府四條畷市米崎町２番45号
破産者　横山　　篤
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第１２０号
愛媛県四国中央市上柏町1759番地
破産者　筱原八重子
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

免責許可決定

平成２５年（フ）第１１８２号
埼玉県幸手市南３丁目５番20号　平安荘102、旧住所埼玉県久喜市桜田１丁目３番２―506
破産者　三本松利勝
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７７号
千葉県柏市あかね町８―１―101、住民票上の住所さいたま市岩槻区太田１丁目１番12―301号
破産者　田島　栄治
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９７号
埼玉県北本市高尾４丁目299番地
破産者　斎藤　　晃
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係